

## 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合下水道事業経営戦略

団 体 名 : 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度 (14年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	27.8人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	最上川流域下水道 村山浄化センター		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	当初より一部事務組合で事業を実施しているため、広域化は図られている。また当初下水道整備区域だった地区で、費用対効果や地理的条件等を考慮し、事業の見直しを行い、下水道整備区域から除外し合併処理浄化槽整備区域で推進していく等、最適化を図っています。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10m <sup>3</sup> まで 1,512円	超過使用料 11m <sup>3</sup> から 30m <sup>3</sup> まで 172円 31m <sup>3</sup> から 50m <sup>3</sup> まで 183円 51m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで 194円 100m <sup>3</sup> 以上 216円	
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10m <sup>3</sup> まで 1,512円	超過使用料 11m <sup>3</sup> から 30m <sup>3</sup> まで 172円 31m <sup>3</sup> から 50m <sup>3</sup> まで 183円 51m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで 194円 100m <sup>3</sup> 以上 216円	
その他の使用料体系の 概要・考え方	1. 水道水以外の水のみ利用の場合は、1世帯の基本水量を10m <sup>3</sup> とし、世帯人員1人につき4m <sup>3</sup> 加算した水量を認定水量とする。 2. 水道水と水道水以外の水とを併用の場合は、水道水の使用水量と「1」の認定水量を比較し、いずれか多い方の水量を採用する。		
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,150 円 平成26年度 3,240 円 平成27年度 3,240 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,368 円 平成26年度 3,446 円 平成27年度 3,484 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成28年度現在 6人(課長 1人 業務係 3人 工務係 2人)
事業運営組織	下水道課は業務係と工務係の2つの係で事業を行っています。供用開始は平成14年度ですが、その当時は工事の発注が多く下水道課担当職員は9人おりましたが、整備が進むにつれ工事数も減少し、比例した形で職員数も減っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ等の施設の維持管理、保守点検業務を民間に委託しています。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付します。

平成27年度に策定しました、平成26年度決算「経営比較分析表」を添付しています。  
この表の分析欄に示していますが、他の市町村より下水道の供用開始が後発ながら、水洗化率は高い数値となっております。これは早期接続者に対する、受益者負担金軽減措置によるものと考えられます。  
それから企業債残高について、まだ整備途中という事もあり類似団体に比べ高い数値になっており、地方債償還金についても使用料のみでの運営は困難であり、構成市町からの繰入金に依存している状況です。

(※添付した経営比較分析表の数値等は公共のみで、田沢特環は含まれていません。)

## 2. 経営の基本方針

下水道事業の必要性や現状を市町民に理解して頂き、今後も下水道への加入促進に努め、水洗化率及び使用料の収納率の向上に向け、広報活動や使用料徴収に取り組み、収入の確保を図ります。

整備区域については、大石田町はほぼ完了しているため、尾花沢市での整備がほとんどを占めている状況にあります。また、供用開始から14年が経過し管渠やマンホールポンプ等まだ新しい施設ですが、今後老朽化していく施設の長寿命化対策も検討していかなければいけないと考えております。

これまでの建設投資に伴う公債費や、施設整備費、維持管理費等に大きな負担を強いられておりますが、限られた財源の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っていくと共に、将来的には公営企業会計適用により透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討してまいります。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

平成14年度に供用開始され14年が経過しており、大石田地区はほぼ完了していますが、尾花沢地区においては整備途中であり、今後も住宅密集地を中心に整備を実施していく予定です。また供用開始区域での新築家屋も増えており、それに伴う新規公共汚水マスの設置工事も行っていく予定です。

経年劣化による管渠やマンホール等の修繕については、今後長寿命化の事業計画等を策定し維持管理に努めてまいります。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

市町からの繰入金を極力減らすため、受益者負担金、及び使用料の収納を確実に行っていきます。使用料収入については、構成市町全体として人口が年々減少していますが、今後も未整備地区の下水道整備を進めていくため、使用料収入は微増していくと思われれます。しかし地方債償還金など、使用料収入で運営していくのは困難なため、資本費平準化債を発行している状況にあります。また、今後料金改定についても計画していかなければいけないと考えています。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、今後の事業量を考えても職員が増えることは想定できないので、28年度ベースで推移するものと考えます。

修繕費については、供用開始から14年経過しているものの、これまで大規模な修繕ありませんでした。今後突発的な故障が起きることのないように、不具合箇所の早期発見に努めてまいります。

また民間に委託している、管渠、マンホールポンプ等の維持管理、保守点検業務は今後も継続して、安定した施設運転を行ってまいります。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	当初より一部事務組合で事業を実施しているため、広域化は図られている。 また、費用対効果や地理的条件等を考慮し、事業の見直しを行い合併処理浄化槽整備区域で推進していく等、最適化を図っていきます。
投資の平準化に関する事項	平成14年度に供用開始され14年が経過しておりますが、今後も整備が予定されているため、国の補助金制度や、地方債の発行を活用し投資の平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	平成14年度に供用開始され14年が経過しておりますが、老朽度が低いため更新における民間資金、ノウハウの活用に対する検討は行っていません。今後検討が必要になると思われれます。
その他の取組	

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	中心部の整備が完了していることから、料金収入の大幅な増加は見込めないが、今後も下水道整備が継続されることで、加入者も微増していくと思われる。現在のところ使用料の見直しの計画はありませんが、運営の安定化を図るため、将来的に必要と考えています。
資産活用による収入増加の取組について	公共下水道事業における資産は主に管渠ですが、資産活用による収入確保については現在のところ計画しておりません。
その他の取組	建設改良については、国の補助金の活用や有利な起債を発行するなどして、事業を推進していこうと考えています。また、受益者負担金、使用料の滞納対策に取り組むと併せて、加入促進に努め財源を確保していきます。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	PPP/PFI等の民間的経営手法の導入については、事業の公共性と効率性を考え、今後の検討課題と捉えています。
職員給与費に関する事項	整備事業は継続されていくものの、当初供用開始された時期よりは事業量が減少しているため、今後も現人員のままでいくものと考えています。
動力費に関する事項	機器の運転方法を見直したりして、電気料金の削減に努めておりますが、今後設備の更新を行うときは、省電力型の機器を導入するなど省エネ対策に努めていきます。
薬品費に関する事項	流域下水道に接続しており、県で運転管理している施設で汚水処理しているため、薬品費も含めた形で負担金を納めていますが、協議会等の会議時に検討していきたいと考えています。
修繕費に関する事項	流域下水道に接続しており、県で運転管理している施設で汚水処理しているため、修繕費も含めた形で負担金を納めていますが、協議会等の会議時に検討していきたいと考えています。
委託費に関する事項	現在、管渠やマンホールポンプ等の維持管理、保守点検業務を委託していますが、今後も継続していき、新しい制度や取り組みにより、より一層安定した運転を行っていきます。
その他の取組	加入者の促進、収納率向上など財源確保に努め、費用対効果を検証しつつ事業に取り組んでいきます。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年進捗管理(モニタリング)を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、本経営戦略の事後検証、更新等を行っていきます。
---------------------	---